

令和3年度から適用

個人住民税の主な税制改正

問い合わせ 市民税課 ☎229-3130 FAX229-3331

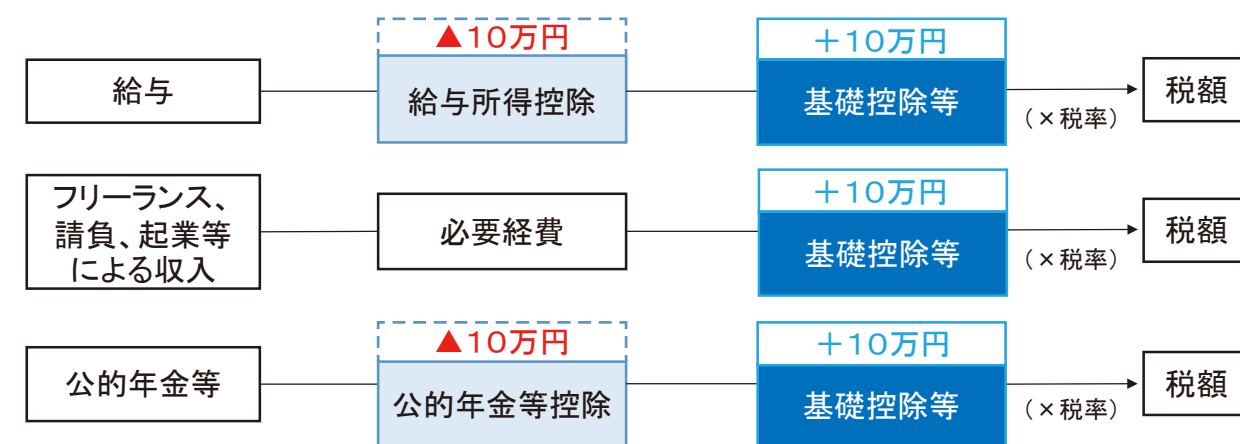
令和3年度(令和2年1月1日から令和2年12月31日の間に得た収入)の個人住民税(市民税・県民税)から適用される税制の改正点をお知らせします。

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

働き方の多様化を踏まえ、特定の収入にのみ適用される給与所得控除・公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられ

ました。

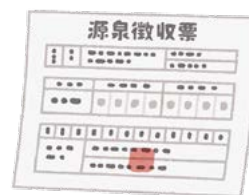
※給与所得と年金所得の双方を有する人は、いずれかの控除のみが減額されます。



※▲はマイナスを表す

給与所得控除の改正

- 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
- 給与所得控除の上限額が引き下げられました。給与等の収入金額が850万円を超える場合、給与所得控除額は195万円が上限とされました。



給与所得の計算表

改正前

給与等の収入金額(①)	給与所得控除額
162万5,000円以下	65万円
162万5,000円超 180万円以下	①×40%
180万円超 360万円以下	①×30% +18万円
360万円超 660万円以下	①×20% +54万円
660万円超 1,000万円以下	①×10% +120万円
1,000万円超	220万円



改正後

給与等の収入金額(①)	給与所得控除額
162万5,000円以下	55万円
162万5,000円超 180万円以下	①×40% -10万円
180万円超 360万円以下	①×30% +8万円
360万円超 660万円以下	①×20% +44万円
660万円超 850万円以下	①×10% +110万円
850万円超	195万円